岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月28日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県規則第29号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

第１条　岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前

（代決）

第８条　決裁権者が不在のときは、第１号又は第２号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第１順位者が代決し、決裁権者及び第１順位者が不在のときは、当該区分に従い第２順位者が代決する。

（１）　本庁における代決

決裁権者	代決権者	
	第１順位者	第２順位者
［略］		
室長	総括危機管理監、危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、地方路線対策監、少子化対策監、競馬改革推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長	
［略］		
特命参事	［略］	
［略］		
総括危機管理監	［略］	
危機管理監	復興危機管理室長があらかじめ指定する職員	
防災危機管理監	［略］	
地域企画監	地域振興室長があらかじめ指定する職員	
ふるさと振興監	［略］	
地方路線対策監	交通政策室長があらかじめ指定する職員	
少子化対策監	［略］	
［略］		

（２）　出先機関における代決

機　関	決裁権者	代決権者	
		第１順位者	第２順位者
広域振興局	［略］		
	特命参事	［略］	
	［略］		
［略］			
児童相談所	所長	次長	［略］
	次長	［略］	
［略］			

（副局長、企画室長、総務室長及び復興危機管理室長共通専決事項）

第14条　本庁の副局長、企画室長、総務室長及び復興危機管理室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

（１）　［略］

（２）　企画室、総務室及び復興危機管理室の特命参事、課長、総括企画指導監、総括技術企画指導監、企画指導監、技術企画指導監、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

（３）　企画室、総務室及び復興危機管理室の特命参事、課長、総括企画指導監、総括技術企

改正後

（代決）

第８条　決裁権者が不在のときは、第１号又は第２号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第１順位者が代決し、決裁権者及び第１順位者が不在のときは、当該区分に従い第２順位者が代決する。

（１）　本庁における代決

決裁権者	代決権者	
	第１順位者	第２順位者
［略］		
室長	総括危機管理監、ふるさと振興監、少子化対策監、競馬改革推進監又は当該事務を担当する特命参事、技術特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長	
［略］		
特命参事又は技術特命参事	［略］	
［略］		
総括危機管理監	［略］	
防災危機管理監	［略］	
ふるさと振興監	［略］	
少子化対策監	［略］	
［略］		

（２）　出先機関における代決

機　関	決裁権者	代決権者	
		第１順位者	第２順位者
広域振興局	［略］		
	特命参事又は技術特命参事	［略］	
	［略］		
［略］			
児童相談所	所長	次長（一関児童相談所にあっては、主管の課長）	［略］
	次長	［略］	
	課長	所長があらかじめ指定する職員	
［略］			

（副局長、企画室長、総務室長及び復興危機管理室長共通専決事項）

第14条　本庁の副局長、企画室長、総務室長及び復興危機管理室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

（１）　［略］

（２）　企画室、総務室及び復興危機管理室の特命参事、技術特命参事、課長、総括企画指導監、総括技術企画指導監、企画指導監、技術企画指導監、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

（３）　企画室、総務室及び復興危機管理室の特命参事、技術特命参事、課長、総括企画指導

画指導監、企画指導監、技術企画指導監、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。	監、総括技術企画指導監、企画指導監、技術企画指導監、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。
（４） 企画室、総務室及び復興危機管理室の特命参事、課長、総括企画指導監、総括技術企画指導監、企画指導監、技術企画指導監、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。	（４） 企画室、総務室及び復興危機管理室の特命参事、技術特命参事、課長、総括企画指導監、総括技術企画指導監、企画指導監、技術企画指導監、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
（５）～(22) ［略］	（５）～(22) ［略］
２ ［略］	２ ［略］
（室長及び総括課長等共通専決事項）	（室長及び総括課長等共通専決事項）
第16条 本庁の室長、総括課長、所長及び総括調査監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあっては、第10号を除く。）。	第16条 本庁の室長、総括課長、所長及び総括調査監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあっては、第10号を除く。）。
（１）～（４） ［略］	（１）～（４） ［略］
（５） 特命参事、課長、総括企画指導監、総括技術企画指導監、企画指導監、技術企画指導監、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、地方路線対策監及び競馬改革推進監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。	（５） 特命参事、技術特命参事、課長、総括企画指導監、総括技術企画指導監、企画指導監、技術企画指導監、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、防災危機管理監及び競馬改革推進監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
（６） 特命参事、課長、総括企画指導監、総括技術企画指導監、企画指導監、技術企画指導監、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、地方路線対策監及び競馬改革推進監の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。	（６） 特命参事、技術特命参事、課長、総括企画指導監、総括技術企画指導監、企画指導監、技術企画指導監、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、防災危機管理監及び競馬改革推進監の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。
（７） 特命参事、課長、総括企画指導監、総括技術企画指導監、企画指導監、技術企画指導監、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、地方路線対策監及び競馬改革推進監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。	（７） 特命参事、技術特命参事、課長、総括企画指導監、総括技術企画指導監、企画指導監、技術企画指導監、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、防災危機管理監及び競馬改革推進監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
（８）～(14) ［略］	（８）～(14) ［略］
２ ［略］	２ ［略］
（課長等共通専決事項）	（課長等共通専決事項）
第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、地方路線対策監、少子化対策監、競馬改革推進監及びＩＬＣ推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。	第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、防災危機管理監、ふるさと振興監、少子化対策監、競馬改革推進監及びＩＬＣ推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。
（１）～(20) ［略］	（１）～(20) ［略］
（復興防災部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項）	（復興防災部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項）
第21条の２ 復興危機管理室の分掌事務について、部長、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。	第21条の２ 復興危機管理室の分掌事務について、部長、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
部長専決事項	部長専決事項
（１） 復興及び防災等の危機管理に係る施策の総合的な企画に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。	（１） 復興及び防災、食の安全安心の確保、感染症対策、家畜防疫その他の全庁を挙げた対応が必要な危機管理に係る施策の総合的な企画に関すること。
室長専決事項	室長専決事項
（１） 復興及び防災等の危機管理に係る施策の総合的な調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。	（１） 復興及び防災、食の安全安心の確保、感染症対策、家畜防疫その他の全庁を挙げた対応が必要な危機管理に係る施策の総合的な調整に関すること。
放射線影響対策課長専決事項	放射線影響対策課長専決事項
（１） ［略］	（１） ［略］
	林野火災復旧復興推進課長専決事項
	（１） 令和７年大船渡市林野火災による災害からの復旧及び復興に係る施策の実施に関すること。
２～５ ［略］	２～５ ［略］
（ふるさと振興部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項）	（ふるさと振興部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）
第22条 ［略］	第22条 ［略］
２・３ ［略］	２・３ ［略］
４ 調査統計課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。	４ 調査統計課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
総括課長専決事項	総括課長専決事項
（１）～（３） ［略］	（１）～（３） ［略］
（４） 統計調査の実施に関すること（統計担当課長の担当事務に属するものを除く。）。	
（５） 調査及び統計資料の収集に関すること（統計担当課長の担当事務に属するものを除く。）。	
	調査担当課長専決事項
	（１） 統計調査の実施に関すること（統計担当の主管に属するものを除く。）。
	（２） 調査及び統計資料の収集に関すること（統計担当の主管に属するものを除く。）。
統計担当課長専決事項	統計担当課長専決事項
（１）・（２） ［略］	（１）・（２） ［略］

（3） 統計調査の実施に関すること。	（3） 統計調査の実施に関すること（調査担当の主管に属するものを除く。）。
（4） 調査及び統計資料の収集に関すること。	（4） 調査及び統計資料の収集に関すること（調査担当の主管に属するものを除く。）。
5 地域振興室の分掌事務について、部長、室長、地域企画監及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。	5 地域振興室の分掌事務について、部長、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
［略］	［略］
地域企画監専決事項	地域企画課長専決事項
（1）～（6） ［略］	（1）～（6） ［略］
［略］	［略］
6 県北・沿岸振興室の分掌事務について、部長、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。	6 県北・沿岸振興室の分掌事務について、部長、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
部長専決事項	部長専決事項
（1） 県北沿岸地域の振興に係る施策の企画に関すること。	（1） 県北地域及び沿岸地域の振興に係る施策の企画に関すること。
室長専決事項	室長専決事項
（1） 県北沿岸地域の振興に係る施策の調整に関すること。	（1） 県北地域及び沿岸地域の振興に係る施策の調整に関すること。
（2） 県北沿岸振興本部の運営に関すること。	（2） 県北・沿岸振興本部の運営に関すること。
県北振興課長専決事項	県北・沿岸振興課長専決事項
（1） 県北地域の振興に係る施策の実施に関すること。	（1） 県北地域及び沿岸地域の振興に係る施策の実施に関すること。
沿岸振興課長専決事項	
（1） 沿岸地域の振興に係る施策の実施に関すること。	
7 ［略］	7 ［略］
8 交通政策室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。	8 交通政策室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
	室長専決事項
	（1） 公共交通に係る施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
	（2） 空港の振興施策に関すること。
地域交通課長専決事項	地域交通対策課長専決事項
（1） 公共交通に係る関係機関との連絡調整に関すること（空港振興担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。	（1） 公共交通に係る施策の実施に関すること（地域鉄道担当、空港振興担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。
（2） 生活交通の確保及び利便性向上に関すること。	（2） 生活交通の確保及び利便性向上に関すること（地域鉄道担当の主管に属するものを除く。）。
（3） 三陸鉄道運営助成基金及びいわて銀河鉄道経営安定化基金に関すること。	
（4） ［略］	（3） ［略］
	地域鉄道担当課長専決事項
	（1） 地域鉄道に係る施策の実施に関すること。
	（2） 三陸鉄道運営助成基金及びいわて銀河鉄道経営安定化基金に関すること。
空港振興課長専決事項	空港振興課長専決事項
（1） 空港の振興施策に関すること。	（1） 空港の振興施策の実施に関すること。
（2）・（3） ［略］	（2）・（3） ［略］
9 ［略］	9 ［略］
（文化スポーツ部の総括課長及び担当課長の専決事項）	（文化スポーツ部の部長、総括課長及び担当課長の専決事項）
第22条の2 ［略］	第22条の2 ［略］
2 スポーツ振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。	2 スポーツ振興課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
	部長専決事項
	（1） 第81回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会（以下「冬季国スポ」という。）の総合的な企画に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
総括課長専決事項	総括課長専決事項
（1）・（2） ［略］	（1）・（2） ［略］
	（3） 冬季国スポの総合的な調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
	（4） 冬季国スポの運営に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
［略］	［略］
（環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）	（環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）
第23条 ［略］	第23条 ［略］
2～5 ［略］	2～5 ［略］
6 若者女性協働推進室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。	6 若者女性協働推進室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
［略］	［略］
連携協働課長専決事項	連携協働担当課長専決事項
（1）～（4） ［略］	（1）～（4） ［略］
（保健福祉部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）	（保健福祉部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第24条　［略］	第24条　［略］
２・３　［略］	２・３　［略］
４　長寿社会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。	４　長寿社会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
［略］	［略］
高齢福祉担当課長専決事項	高齢福祉担当課長専決事項
（1）～（4）　［略］	（1）～（4）　［略］
	（5）　地域包括ケアシステムに関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
（5）　［略］	（6）　［略］
介護福祉担当課長専決事項	介護福祉担当課長専決事項
（1）・（2）　［略］	（1）・（2）　［略］
	介護人材確保担当課長専決事項
	（1）　介護に係る人材の確保、育成及び定着に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
	（2）　介護員養成研修事業者の指定に関すること。
５　［略］	５　［略］
６　医療政策室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。	６　医療政策室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
室長専決事項	室長専決事項
（1）～（8）　［略］	（1）～（8）　［略］
	（9）　結核等感染症関係の公費負担医療に係る診療報酬支払事務の委託に関すること。
	(10)　官庁等が行う予防措置についての協議に関すること。
	(11)　感染症の予防計画に関すること。
	(12)　感染症指定医療機関の指定に関すること。
［略］	［略］
感染症課長専決事項	感染症担当課長専決事項
（1）　結核等感染症関係の公費負担医療に係る診療報酬支払事務の委託に関すること。	
（2）　官庁等が行う予防措置についての協議に関すること。	
（3）　感染症の予防計画に関すること。	
（4）　感染症指定医療機関の指定に関すること。	
（5）　［略］	（1）　［略］
（6）　［略］	（2）　［略］
（7）　［略］	（3）　［略］
（8）　［略］	（4）　［略］
（9）　［略］	（5）　［略］
７　［略］	７　［略］
（農林水産部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）	（農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）
第26条　［略］	第26条　［略］
２　［略］	２　［略］
３　流通課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。	３　流通課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
［略］	［略］
６次産業化推進担当課長専決事項	６次産業化推進担当課長専決事項
（1）・（2）　［略］	（1）・（2）　［略］
（3）　農林水産物の規格化及び品質表示の適正化に関すること。	（3）　日本農林規格等に関すること。
［略］	［略］
４～15　［略］	４～15　［略］
（県土整備部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）	（県土整備部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）
第27条　［略］	第27条　［略］
２～８　［略］	２～８　［略］
９　建築住宅課の分掌事務について、部長、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。	９　建築住宅課の分掌事務について、部長、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
［略］	［略］
総括課長専決事項	総括課長専決事項
（1）～（5）　［略］	（1）～（5）　［略］
	（6）　不動産特定共同事業者及び小規模不動産特定共同事業者の指導監督に関すること。
（6）　［略］	（7）　［略］
（7）　［略］	（8）　［略］
（8）　［略］	（9）　［略］
（9）　［略］	(10)　［略］

(10)　［略］

(11)　［略］

(12)　［略］

(13)　［略］

(14)　［略］

(15)　［略］

(16)　［略］

(17)　［略］

(18)　［略］

(19)　［略］

住宅管理担当課長専決事項

（１）～（３）　［略］

（４）　［略］

［略］

10　［略］

別表第２　広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び経営企画部長等専決事項（第５条、第30条、第33条関係）

事務	条項	内容	専決権者					備考
			副局長	部長	部に置くの室の長等	センター所長	センターにくの置室長等	
［略］								
9　ガス事業法（昭和29年法律第51号）の施行に関する事務	第46条第１項	［略］						［略］
	第47条第１項	［略］						
［略］								

［略］

別表第４　広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第５条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置くの室の長	センター所長	
［略］							
11　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）の施行に関する事務	［略］						
［略］							
42　生活保護法の施行に関する事務	［略］						
	第81条の３	［略］					
［略］							
59　児童福祉法の施行に関す	［略］						
	［略］						［略］

(11)　［略］

(12)　［略］

(13)　［略］

(14)　［略］

(15)　［略］

(16)　［略］

(17)　［略］

(18)　［略］

(19)　［略］

(20)　［略］

住宅管理担当課長専決事項

（１）～（３）　［略］

（４）　不動産特定共同事業の許可及び小規模不動産特定共同事業の登録に関すること。

（５）　［略］

［略］

10　［略］

別表第２　広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び経営企画部長等専決事項（第５条、第30条、第33条関係）

事務	条項	内容	専決権者					備考
			副局長	部長	部に置くの室の長等	センター所長	センターにくの置室長等	
［略］								
9　ガス事業法（昭和29年法律第51号）の施行に関する事務	第171条第１項	［略］						［略］
	第172条第１項	［略］						
［略］								

［略］

別表第４　広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第５条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置くの室の長	センター所長	
［略］							
11　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）の施行に関する事務	［略］						
［略］							
42　生活保護法の施行に関する事務	［略］						
	第81条の４	［略］					
［略］							
59　児童福祉法の施行に関す	［略］						
	［略］						［略］

る事務	第56条第４項	［略］
	［略］	
［略］		

［略］

別表第８　広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第５条、第30条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
［略］							
32　都市計画法の施行に関する事務	［略］						
	［略］						［略］
	第41条第１項（第34条の２第２項（第35条の２第４項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）	開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する建築物の建ぺい率等の指定	［略］				
	第41条第２項ただし書（第34条の２第２項（第35条の２第４項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）	開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する建築物の建ぺい率等の特例の許可	［略］				
	［略］						
	［略］						
［略］							
45　県営住宅等条例施行規則（平成９年岩手県規則第65号）の施行に関する事務	［略］						
	第８条第２項及び第４項、第９条（第27条において準用する場合を含む。）、第21条第１	［略］					

る事務	第56条第３項	［略］
	［略］	
［略］		

［略］

別表第８　広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第５条、第30条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
［略］							
32　都市計画法の施行に関する事務	［略］						
	［略］						［略］
	第41条第１項（第34条の２第２項（第35条の２第４項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）	開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する建築物の建蔽率等の指定	［略］				
	第41条第２項ただし書（第34条の２第２項（第35条の２第４項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）	開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する建築物の建蔽率等の特例の許可	［略］				
	［略］						
	［略］						
［略］							
45　県営住宅等条例施行規則（平成９年岩手県規則第65号）の施行に関する事務	［略］						
	第８条第２項から第５項まで、第９条（第27条において準用する場合を含む。）、第21条	［略］					

	項（第27条において準用する場合を含む。）並びに第35条			
	［略］			
［略］				
47　県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則（平成９年岩手県規則第144号）の施行に関する事務	第７条第２項及び第４項、第９条、第11条第３項、第20条第１項並びに第28条	［略］		
	［略］			
［略］				
54　建築基準法の施行に関する事務	第６条の２第５項	確認審査報告書の受理	［略］	［略］
	第６条の２第６項	［略］		
	第７条の２第６項	［略］		
	第７条の２第７項	命令その他必要な措置の実施（第９条第１項の規定による命令を除く。）	［略］	
	第７条の４第６項	［略］		
	［略］			
	第７条の６第１項及び第18条第24項	［略］		［略］

	第１項（第27条において準用する場合を含む。）及び第35条					
	［略］					
［略］						
47　県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則（平成９年岩手県規則第144号）の施行に関する事務	第８条第２項から第５項まで、第９条、第11条第３項、第20条第１項及び第28条	［略］				
	［略］					
［略］						
54　建築基準法の施行に関する事務	第６条の２第５項及び第18条第18項	確認審査報告書等の受理	［略］			［略］
	第６条の２第６項及び第18条第19項	［略］				
	第６条の２第７項	命令その他の措置（第９条第１項の規定による命令を除く。）		○		○
	第７条の２第６項及び第18条第27項	［略］				
	第７条の２第７項	命令その他必要な措置（第９条第１項の規定による命令を除く。）	［略］			
	第７条の４第６項及び第18条第36項	［略］				
	［略］					
	第７条の６第１項第１号及び第18条第38項第１号	［略］				［略］
	第７条の６第３項及び第18条第39項	仮使用認定報告書の受理		○	○	○

第９条第７項及び第８項（第10条第４項において準用する場合を含む。）	［略］		
［略］			
［略］			［略］
第42条第１項	［略］		
［略］			
第44条第１項第３号	［略］		
第55条第２項	［略］		
第57条第１項	［略］		
［略］			
第68条の３第２項	再開発等促進区等の区域内における建ぺい率制限の緩和の認定	［略］	

第７条の６第４項及び第18条第40項	国土交通大臣が定める基準に適合しない旨の通知		○	○	○	
第９条第７項及び第８項（第10条第４項において準用する場合を含む。）	［略］					
［略］						
［略］						［略］
第42条第１項第４号及び第５号	［略］					
［略］						
第44条第１項第３号	［略］					
第52条第６項第３号（地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の43の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	給湯設備を設置するための機械室を設ける場合等の容積率の制限の特例の認定		○		○	
第55条第２項	［略］					
地域再生法第17条の44の規定により読み替えて適用する第55条第４項第２号	学校である建築物の用途を住宅団地再生を図るために必要な用途に変更する場合の建築物の高さの制限の適用除外の認定		○		○	
第57条第１項	［略］					
［略］						
第68条の３第２項	再開発等促進区等の区域内における建蔽率の制限の緩和の認定	［略］				

［略］					
	第68条の５の５第１項	［略］			
	第68条の５の６	地区計画等の区域内における建ぺい率制限の特例の認定	［略］		
	［略］				
55　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の施行に関する事務	第115条の２第１項	［略］			［略］
	［略］				
［略］					
65の２　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年岩手県規則第54号）の施行に関する事務	第４条	［略］			
［略］					
65の５　都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年岩手県規則第65号）の施行に関する事務	［略］				［略］
	第７条	［略］			
65の６　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に関する事務	第８条	［略］			［略］
	第12条第１項及び第２項、第13条第２項及び第３項、第15条第３項、第19条第１項、第20条第２項並びに附	［略］			

［略］					
	第68条の５の５第１項	［略］			
	第68条の５の５第２項	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さの制限の特例の認定		○		○
	第68条の５の６	地区計画等の区域内における建蔽率の制限の特例の認定	［略］		
	［略］				
55　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の施行に関する事務	第115条の２第１項第４号	［略］			［略］
	［略］				
［略］					
65の２　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年岩手県規則第54号）の施行に関する事務	第５条	［略］			
［略］					
65の５　都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年岩手県規則第65号）の施行に関する事務	［略］				［略］
	第８条	［略］			
65の６　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に関する事務	第７条	［略］			［略］
	第11条第１項及び第２項並びに第12条第２項及び第３項	［略］			

則第３条第２項及び第８項					
第12条第３項及び第13条第４項	［略］				
第12条第４項及び第13条第５項	［略］				
第12条第５項及び第13条第６項	［略］				
第14条第１項	［略］				
第14条第２項	［略］				
第16条第１項、第19条第２項及び附則第３条第３項	必要な措置の指示		○		○
第16条第２項、第19条第３項及び附則第３条第４項	措置命令		○		○
第16条第３項、第20条第３項及び附則第３条第９項	協議の求め		○		○
第17条第１項、第21条第１項、第43条及び附則第３条第10項	［略］				
第34条第１項及び第41条第１項	［略］				
第35条第１項（第36条第２項において準用する場合を含む。）及び第41条第２項	［略］				
第35条第２項（第36条第２	［略］				

第11条第３項及び第12条第４項	［略］
第11条第４項及び第12条第５項	［略］
第11条第５項及び第12条第６項	［略］
第13条第１項	［略］
第13条第２項	［略］
第15条第１項	［略］
第29条第１項	［略］
第30条第１項（第31条第２項において準用する場合を含む。）	［略］
第30条第２項（第31条第２	［略］

		項において準用する場合を含む。）						
		第35条第３項（第36条第２項において準用する場合を含む。）	［略］					
		第37条	［略］					
		第38条	［略］					
		第39条及び第42条	［略］					
	65の７　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号）の施行に関する事務	第11条及び第29条	［略］					
	65の８　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年岩手県規則第28号）の施行に関する事務	第９条	適合通知		○		○	［略］
		第14条及び第23条	［略］					
	［略］							
	67　建築物、建築設備及び工作物の確認済又は検査済の証明に関する事務		建築基準法第６条第１項及び第７条第３項（同法第87条第１項、第87条の２第１項及び第88条第１項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認又は検査に係る次に掲げる建築物、建築設備及び工作物の確認済又は検査済の証明 （１）　建築基準法第６条第１	［略］				

	項において準用する場合を含む。）			
	第30条第３項（第31条第２項において準用する場合を含む。）	［略］		
	第32条	［略］		
	第33条	［略］		
	第34条	［略］		
65の７　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号）の施行に関する事務	第13条及び第28条	［略］		
65の８　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年岩手県規則第28号）の施行に関する事務	第14条	［略］		［略］
［略］				
67　建築物、建築設備及び工作物の確認済又は検査済の証明に関する事務		建築基準法第６条第１項及び第７条第１項（同法第87条第１項、第87条の４第１項及び第88条第１項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認又は検査に係る次に掲げる建築物、建築設備及び工作物の確認済又は検査済の証明 （１）　建築基準法第６条第１	［略］	

		項第１号から第３号までに掲げる建築物（建築物の用途を変更して同項第１号の特殊建築物のいずれかとする場合においては、当該建築物） （２）　建築基準法第６条第１項第４号に掲げる建築物 （３）・（４） ［略］	
［略］			

［略］

別表第13　広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第６条関係）

区　分	事　務	条　項	内　容
保健所長	［略］		
	41　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	［略］	
		第16条の３第１項及び第３項、第５項及び第６項（第23条、第44条の７第９項、第45条第３項及び第49条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第７項並びに第８項並びに第44条の７第１項、第３項、第５項及び第６項	［略］
		［略］	
		第26条の３第１項及び第３項（第44条の３の２第６項及び第50条の３第６項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第５項及び第６項（第50条第２項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第26条の４第１項、第３項並びに第５項及び第６項（第50条第３項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第50条第１項	［略］
		［略］	
		第38条第２項、第７項、第８項及び第９項	［略］
		［略］	
		第44条の３第４項及び第５項（第50条の２第４項において準用する場合を含む。）	［略］
		第44条の３の３	［略］
		第50条の４	［略］
		［略］	
	［略］		

		項第１号又は第２号に掲げる建築物（建築物の用途を変更して同項第１号の特殊建築物のいずれかとする場合においては、当該建築物） （２）　建築基準法第６条第１項第３号に掲げる建築物 （３）・（４） ［略］	
［略］			

［略］

別表第13　広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第６条関係）

区　分	事　務	条　項	内　容
保健所長	［略］		
	41　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	［略］	
		第16条の３第１項及び第３項、第５項及び第６項（第23条、第44条の11第９項、第45条第３項及び第49条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第７項並びに第８項並びに第44条の11第１項、第３項、第５項及び第６項	［略］
		［略］	
		第26条の３第１項及び第３項（第44条の３の５第６項及び第50条の６第６項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第５項及び第６項（第50条第２項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第26条の４第１項、第３項並びに第５項及び第６項（第50条第３項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第50条第１項	［略］
		［略］	
		第38条第２項、第９項、第10項及び第11項	［略］
		［略］	
		第44条の３第７項及び第８項（第50条の２第４項において準用する場合を含む。）	［略］
		第44条の３の６	［略］
		第50条の７	［略］
		［略］	
	［略］		

岩手県福祉総合相談センター所長	［略］		
	2　児童福祉法の施行に関する事務	［略］	
		第24条の２第１項（第24条の24第２項において適用する場合を含む。）	［略］
		第24条の３第２項、第４項、第６項、第８項及び第10項（第24条の７第２項において準用する場合及び第24条の24第２項において適用する場合を含む。）	［略］
		第24条の４第１項及び第２項（第24条の24第２項において適用する場合を含む。）	［略］
		第24条の６第１項（第24条の24第２項において適用する場合を含む。）	［略］
		第24条の７第１項（第24条の24第２項において適用する場合を含む。）	［略］
		第24条の19第１項及び第２項（第24条の24第２項において適用する場合を含む。）	［略］
		第24条の20第１項及び第４項（第24条の24第２項において適用する場合を含む。）	［略］
		［略］	
		第56条第４項	［略］
		［略］	
	［略］		
児童相談所長	1　児童福祉法の施行に関する事務	［略］	
		第24条の３第２項、第４項、第６項及び第10項（第24条の７第２項において準用する場合及び第24条の24第２項において適用する場合を含む。）	［略］
		第24条の４第１項及び第２項（第24条の24第２項において適用する場合を含む。）	［略］
		第24条の19第１項及び第２項（第24条の24第２項において適用する場合を含む。）	［略］
		［略］	
		第56条第４項	［略］
		［略］	
	［略］		
［略］			

別表第15　広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第６条関係）

区　分	事　務	条　項	内　容
［略］			
岩手県立農業大学校長	［略］		
	3　大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第６号）の施行に関する事務	第11条第１項及び第８項	申請等の受理
		［略］	

岩手県福祉総合相談センター所長	［略］		
	2　児童福祉法の施行に関する事務	［略］	
		第24条の２第１項（第24条の24第３項において適用する場合を含む。）	［略］
		第24条の３第２項、第４項、第６項、第８項及び第10項（第24条の７第２項において準用する場合及び第24条の24第３項において適用する場合を含む。）	［略］
		第24条の４第１項及び第２項（第24条の24第３項において適用する場合を含む。）	［略］
		第24条の６第１項（第24条の24第３項において適用する場合を含む。）	［略］
		第24条の７第１項（第24条の24第３項において適用する場合を含む。）	［略］
		第24条の19第１項及び第２項（第24条の24第３項において適用する場合を含む。）	［略］
		第24条の20第１項及び第４項（第24条の24第３項において適用する場合を含む。）	［略］
		［略］	
		第56条第３項	［略］
		［略］	
	［略］		
児童相談所長	1　児童福祉法の施行に関する事務	［略］	
		第24条の３第２項、第４項、第６項及び第10項（第24条の７第２項において準用する場合及び第24条の24第３項において適用する場合を含む。）	［略］
		第24条の４第１項及び第２項（第24条の24第３項において適用する場合を含む。）	［略］
		第24条の19第１項及び第２項（第24条の24第３項において適用する場合を含む。）	［略］
		［略］	
		第56条第３項	［略］
		［略］	
	［略］		
［略］			

別表第15　広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第６条関係）

区　分	事　務	条　項	内　容
［略］			
岩手県立農業大学校長	［略］		
	3　大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第６号）の施行に関する事務	第11条第１項	申請の受理
		［略］	

備考　改正部分は、下線の部分である。

第２条　岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	（環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項） 第23条　［略］ ２・３　［略］	（環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項） 第23条　［略］ ２・３　［略］

4　自然保護課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 総括課長専決事項 （1）～(20)　［略］ (21)　［略］ ［略］ 5・6　［略］ （農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項） 第26条　［略］ 2・3　［略］ 4　農業振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 総括課長専決事項 （1）～(11)　［略］ (12)　［略］ ［略］ 5～11　［略］ 12　森林保全課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 総括課長専決事項 （1）～（6）　［略］ （7）　［略］ （8）　［略］ ［略］ 13～15　［略］ （県土整備部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項） 第27条　［略］ 2～6　［略］ 7　都市計画課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 総括課長専決事項 （1）～（9）　［略］ ［略］ 景観まちづくり課長専決事項 （1）～（7）　［略］ 8　［略］ 9　建築住宅課の分掌事務について、部長、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 ［略］ 総括課長専決事項 （1）～(19)　［略］ (20)　宅地造成等の規制に関すること。 ［略］ 10　［略］ 別表第４　広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第５条、第30条、第35条関係）	4　自然保護課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 総括課長専決事項 （1）～(20)　［略］ (21)　宅地造成及び特定盛土等の規制に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。 (22)　［略］ ［略］ 5・6　［略］ （農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項） 第26条　［略］ 2・3　［略］ 4　農業振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 総括課長専決事項 （1）～(11)　［略］ (12)　宅地造成及び特定盛土等の規制に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。 (13)　［略］ ［略］ 5～11　［略］ 12　森林保全課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 総括課長専決事項 （1）～（6）　［略］ （7）　宅地造成及び特定盛土等の規制に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。 （8）　［略］ （9）　［略］ ［略］ 13～15　［略］ （県土整備部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項） 第27条　［略］ 2～6　［略］ 7　都市計画課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 総括課長専決事項 （1）～（9）　［略］ (10)　宅地造成及び特定盛土等の規制に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。 ［略］ 景観まちづくり課長専決事項 （1）～（7）　［略］ （8）　宅地造成及び特定盛土等の規制に係る施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。 8　［略］ 9　建築住宅課の分掌事務について、部長、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 ［略］ 総括課長専決事項 （1）～(19)　［略］ ［略］ 10　［略］ 別表第４　広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第５条、第30条、第35条関係）

事　務	条　項	内　容	専決権者				備　考
			副局長	部長	部に置	センタ	

事　務	条　項	内　容	専決権者				備　考
			副局長	部長	部に置	センタ	

					く室の長	一所長	
［略］							
32　［略］	［略］						

					く室の長	一所長	
［略］							
32　［略］	［略］						
32の２　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関する事務（他部等の主管に属するもの及び工事の区域が２以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。）	第12条第１項及び第30条第１項	工事の許可		○		○	
	第12条第４項（第16条第３項において準用する場合を含む。）及び第30条第４項（第35条第３項において準用する場合を含む。）	公表及び通知		○		○	
	第14条第２項（第16条第３項において準用する場合を含む。）及び第33条第２項（第35条第３項において準用する場合を含む。）	許可証の交付又は不許可の通知		○		○	
	第15条第１項（第16条第３項において準用する場合を含む。）及び第34条第１項（第35条第３項において準用する場合を含む。）	国等との協議		○		○	
	第16条第１項及び第35条第１項	工事の計画の変更の許可		○		○	
	第16条第２項及び第35条第２項	届出の受理		○		○	
	第17条第１項、第２項、第４項及び第５項並びに第36条第１項、第２項、第４項及び第５項	工事の完了検査等及び検査済証等の交付		○		○	
	第18条第１項及び第２項並びに第37条第１項及び第２項	中間検査及び中間検査合格証の交付		○		○	
	第19条第１項及び第38条第１項	定期の報告の受理		○		○	
	第20条第１項から第４項まで、第５項第３号及び第６項並びに第39条第１項から第４項まで、第５項第３号及び第６項	監督処分		○		○	
	第21条第１項、	届出の受理		○		○	

					第３項及び第４項並びに第40条第１項、第３項及び第４項					
					第21条第２項及び第40条第２項	公表及び通知		○		○	
					第22条第２項及び第41条第２項	必要な措置の勧告		○		○	
					第23条第１項、第２項並びに同条第３項において準用する第20条第５項（第３号に限る。）及び第６項並びに第42条第１項、第２項並びに同条第３項において準用する第39条第５項（第３号に限る。）及び第６項	改善命令及び代執行等		○		○	
					第24条第１項及び第43条第１項	立入検査		○		○	
					第25条及び第44条	報告の徴取		○		○	
					第27条第１項	届出の受理		○		○	
					第27条第２項（第28条第３項において準用する場合を含む。）	公表及び通知		○		○	
					第27条第３項（第28条第３項において準用する場合を含む。）	工事の計画の変更等の勧告		○		○	
					第27条第４項（第28条第３項において準用する場合を含む。）	工事の計画の変更等の命令		○		○	
					第28条第１項	変更の届出の受理		○		○	
				32の３　宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第３号）の施行に関する事務（他部等の主管に属するもの及び工事の区域が２以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。）	第88条	適合証の交付		○		○	
				32の４　宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和７年岩手県規則第40号）の施行に関する事務（他部等の主管に属するも	第３条第２項、第５条第３項、第８条第２項、第12条第２項、第14条第２項、第16条第３項、第19条第２項及	書類の受理		○		○	

33　［略］	［略］
［略］	

［略］

別表第５　広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第５条、第30条、第36条関係）

事　務	条　項	内　容	専決権者					備　考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センター所長	センターに置く室の長	
［略］								
28　［略］	［略］							

の及び工事の区域が２以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。）	び第23条第２項							
	第６条第２項、第10条、第11条、第17条第２項、第21条、第22条及び第23条第１項	届出の受理		○		○		
33　［略］	［略］							
［略］								

［略］

別表第５　広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第５条、第30条、第36条関係）

事　務	条　項	内　容	専決権者					備　考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センター所長	センターに置く室の長	
［略］								
28　［略］	［略］							
28の２　宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事務（他部等の主管に属するものを除く。）	第12条第１項及び第30条第１項	工事の許可		○				
	第12条第４項（第16条第３項において準用する場合を含む。）及び第30条第４項（第35条第３項において準用する場合を含む。）	公表及び通知		○				
	第14条第２項（第16条第３項において準用する場合を含む。）及び第33条第２項（第35条第３項において準用する場合を含む。）	許可証の交付又は不許可の通知		○				
	第15条第１項（第16条第３項において準用する場合を含む。）及び第34条第１項（第35条第３項において準用する場合を含む。）	国等との協議		○				
	第16条第１項及び第35条第１項	工事の計画の変更の許可		○				
	第16条第２項及び第35条第２項	届出の受理		○				
	第17条第１項、第２項、第４項	工事の完了検査等及び検査済証		○				

						及び第５項並びに第36条第１項、第２項、第４項及び第５項	等の交付						
						第18条第１項及び第２項並びに第37条第１項及び第２項	中間検査及び中間検査合格証の交付		○				
						第19条第１項及び第38条第１項	定期の報告の受理		○				
						第20条第１項から第４項まで、第５項第３号及び第６項並びに第39条第１項から第４項まで、第５項第３号及び第６項	監督処分		○				
						第21条第１項、第３項及び第４項並びに第40条第１項、第３項及び第４項	届出の受理		○				
						第21条第２項及び第40条第２項	公表及び通知		○				
						第22条第２項及び第41条第２項	必要な措置の勧告		○				
						第23条第１項、第２項並びに同条第３項において準用する第20条第５項（第３号に限る。）及び第６項並びに第42条第１項、第２項並びに同条第３項において準用する第39条第５項（第３号に限る。）及び第６項	改善命令及び代執行等		○				
						第24条第１項及び第43条第１項	立入検査		○				
						第25条及び第44条	報告の徴取		○				
						第27条第１項	届出の受理		○				
						第27条第２項（第28条第３項において準用する場合を含む。）	公表及び通知		○				
						第27条第３項（第28条第３項において準用する場合を含む。）	工事の計画の変更等の勧告		○				
						第27条第４項（第28条第３項において準用する場合を含む。）	工事の計画の変更等の命令		○				
						第28条第１項	変更の届出の受理		○				

28の３　宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則の施行に関する事務（他部等の主管に属するものを除く。）	第88条	適合証の交付		○				
28の４　宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の施行に関する事務（他部等の主管に属するものを除く。）	第３条第２項、第５条第３項、第８条第２項、第12条第２項、第14条第２項、第16条第３項、第19条第２項及び第23条第２項	書類の受理		○				
	第６条第２項、第10条、第11条、第17条第２項、第21条、第22条及び第23条第１項	届出の受理		○				
29　［略］	［略］							
［略］								

［略］

別表第６　広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、林務部長及び農林振興センター所長等専決事項（第５条、第30条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	センター所長	センターに置く室の長	
［略］							
15　［略］	［略］						

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	センター所長	センターに置く室の長	
［略］							
15　［略］	［略］						
16　宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事務（他部等の主管に属するものを除き、工事面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。）	第12条第１項及び第30条第１項	工事の許可		○	○	○	センターに置く室の長にあっては、林務出張所長を除く。
	第12条第４項（第16条第３項において準用する場合を含む。）及び第30条第４項（第35条第３項において準用する場合を含む。）	公表及び通知		○	○	○	
	第14条第２項（第16条第３項において準用する場合を含む。）及び第33条第２項（第35条第３項において準用する場合を含む。）	許可証の交付又は不許可の通知		○	○	○	
	第15条第１項（第16条第３項に	国等との協議		○	○	○	

おいて準用する場合を含む。）及び第34条第１項（第35条第３項において準用する場合を含む。）					
第16条第１項及び第35条第１項	工事の計画の変更の許可		○	○	○
第16条第２項及び第35条第２項	届出の受理		○	○	○
第17条第１項、第２項、第４項及び第５項並びに第36条第１項、第２項、第４項及び第５項	工事の完了検査等及び検査済証等の交付		○	○	○
第18条第１項及び第２項並びに第37条第１項及び第２項	中間検査及び中間検査合格証の交付		○	○	○
第19条第１項及び第38条第１項	定期の報告の受理		○	○	○
第20条第１項から第４項まで、第５項第３号及び第６項並びに第39条第１項から第４項まで、第５項第３号及び第６項	監督処分		○	○	○
第21条第１項、第３項及び第４項並びに第40条第１項、第３項及び第４項	届出の受理		○	○	○
第21条第２項及び第40条第２項	公表及び通知		○	○	○
第22条第２項及び第41条第２項	必要な措置の勧告		○	○	○
第23条第１項、第２項並びに同条第３項において準用する第20条第５項（第３号に限る。）及び第６項並びに第42条第１項、第２項並びに同条第３項において準用する第39条第５項（第３号に限る。）及び第６項	改善命令及び代執行等		○	○	○
第24条第１項及び第43条第１項	立入検査		○	○	○
第25条及び第44条	報告の徴取		○	○	○
第27条第１項	届出の受理		○	○	○
第27条第２項（	公表及び通知		○	○	○

16　［略］	［略］		
17　［略］	［略］		
18　［略］	［略］		
19　［略］	［略］		
20　［略］	［略］		

［略］

別表第８　広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第５条、第30条、第38条関係）

事　務	条　項	内　容	専決権者				備　考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
［略］							
38　［略］	［略］						

	第28条第３項において準用する場合を含む。）						
	第27条第３項（第28条第３項において準用する場合を含む。）	工事の計画の変更等の勧告		○	○	○	
	第27条第４項（第28条第３項において準用する場合を含む。）	工事の計画の変更等の命令		○	○	○	
	第28条第１項	変更の届出の受理		○	○	○	
17　宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則の施行に関する事務（他部等の主管に属するものを除き、工事面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。）	第88条	適合証の交付		○	○	○	センターに置く室の長にあっては、林務出張所長を除く。
18　宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の施行に関する事務（他部等の主管に属するものを除き、工事面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。）	第３条第２項、第５条第３項、第８条第２項、第12条第２項、第14条第２項、第16条第３項、第19条第２項及び第23条第２項	書類の受理		○	○	○	センターに置く室の長にあっては、林務出張所長を除く。
	第６条第２項、第10条、第11条、第17条第２項、第21条、第22条及び第23条第１項	届出の受理		○	○	○	
19　［略］	［略］						
20　［略］	［略］						
21　［略］	［略］						
22　［略］	［略］						
23　［略］	［略］						

［略］

別表第８　広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第５条、第30条、第38条関係）

事　務	条　項	内　容	専決権者				備　考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
［略］							
38　［略］	［略］						
38の２　宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事務（他部等の主管に属するものを	第12条第１項及び第30条第１項	工事の許可		○			
	第12条第４項（第16条第３項において準用する	公表及び通知		○			

					除く。）	場合を含む。）及び第30条第４項（第35条第３項において準用する場合を含む。）								
						第14条第２項（第16条第３項において準用する場合を含む。）及び第33条第２項（第35条第３項において準用する場合を含む。）	許可証の交付又は不許可の通知		○					
						第15条第１項（第16条第３項において準用する場合を含む。）及び第34条第１項（第35条第３項において準用する場合を含む。）	国等との協議		○					
						第16条第１項及び第35条第１項	工事の計画の変更の許可		○					
						第16条第２項及び第35条第２項	届出の受理		○					
						第17条第１項、第２項、第４項及び第５項並びに第36条第１項、第２項、第４項及び第５項	工事の完了検査等及び検査済証等の交付		○					
						第18条第１項及び第２項並びに第37条第１項及び第２項	中間検査及び中間検査合格証の交付（都市計画課の主管に属するものを除く。）		○					
						第19条第１項及び第38条第１項	定期の報告の受理（都市計画課の主管に属するものを除く。）		○					
						第20条第１項から第４項まで、第５項第３号及び第６項並びに第39条第１項から第４項まで、第５項第３号及び第６項	監督処分		○					
						第21条第１項、第３項及び第４項並びに第40条第１項、第３項及び第４項	届出の受理		○					
						第21条第２項及び第40条第２項	公表及び通知		○					
						第22条第２項及	必要な措置の勧		○					

												び第41条第２項	告												
												第23条第１項、第２項並びに同条第３項において準用する第20条第５項（第３号に限る。）及び第６項並びに第42条第１項、第２項並びに同条第３項において準用する第39条第５項（第３号に限る。）及び第６項	改善命令及び代執行等		○										
												第24条第１項及び第43条第１項	立入検査		○										
												第25条及び第44条	報告の徴取		○										
												第27条第１項	届出の受理		○										
												第27条第２項（第28条第３項において準用する場合を含む。）	公表及び通知		○										
												第27条第３項（第28条第３項において準用する場合を含む。）	工事の計画の変更等の勧告		○										
												第27条第４項（第28条第３項において準用する場合を含む。）	工事の計画の変更等の命令		○										
												第28条第１項	変更の届出の受理		○										
											38の３　宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則の施行に関する事務（他部等の主管に属するものを除く。）	第88条	適合証の交付		○									
											38の４　宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の施行に関する事務（他部等の主管に属するものを除く。）	第３条第２項、第５条第３項、第８条第２項、第12条第２項、第14条第２項、第16条第３項、第19条第２項及び第23条第２項	書類の受理		○									
												第６条第２項、第10条、第11条、第17条第２項、第21条、第22条及び第23条第１項	届出の受理		○										
						39　［略］	［略］											39　［略］	［略］						
						［略］												［略］							
						60　宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号）附則	第８条第１項本文	工事の許可（造成面積が４ヘクタールを超えるものに限る。）		○		○	センター所長にあっては、岩手土					60　宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号）附則							

第２条第１項又は第２項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関する事務	第12条第１項	［略］				○	木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第12条第２項並びに第15条第２項及び第３項	［略］				○	
	第13条	［略］				○	
	第14条（第５項を除く。）	［略］				○	
	第16条第２項	必要な措置についての勧告		○		○	
	第17条第１項及び第２項	改善命令		○		○	
	第18条第１項	［略］				○	
	第19条	報告の徴取		○		○	
61　宅地造成等規制法施行細則を廃止する規則（令和５年岩手県規則第53号）附則第２項の規定によりなお従前の例によることとされる同規則による廃止前の宅地造成等規制法施行細則（昭和42年岩手県規則第75号）の施行に関する事務	第６条、第９条（第13条において準用する場合を含む。）並びに第12条第２項及び第３項	［略］				○	センター所長にあっては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第11条第２項及び第３項	［略］				○	
［略］							

［略］

第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法の施行に関する事務	第12条第１項	［略］				
	第12条第２項及び第15条第３項	［略］				
	第13条	［略］				
	第14条（第５項を除く。）	［略］				
	第18条第１項	［略］				
61　宅地造成等規制法施行細則を廃止する規則（令和５年岩手県規則第53号）附則第２項の規定によりなお従前の例によることとされる同規則による廃止前の宅地造成等規制法施行細則（昭和42年岩手県規則第75号）の施行に関する事務	第６条、第９条（第13条において準用する場合を含む。）並びに第12条第２項及び第３項	［略］				
	第11条第２項及び第３項	［略］				
［略］						

［略］

２　別表第13　広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第６条関係）

区　分	事　務	条　項	内　容
［略］			
岩手県福祉総合相談センター所長	［略］		
	２　児童福祉法の施行に関する事務	［略］	
		第33条第２項及び第９項	［略］
		第33条第11項	［略］
		［略］	
	［略］		
児童相談所長	１　児童福祉法の施行に関する事務	［略］	
		第33条第２項及び第９項	［略］
		第33条第11項	［略］
		［略］	
	［略］		
［略］			

別表第13　広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第６条関係）

区　分	事　務	条　項	内　容
［略］			
岩手県福祉総合相談センター所長	［略］		
	２　児童福祉法の施行に関する事務	［略］	
		第33条第２項及び第18項	［略］
		第33条第20項	［略］
		［略］	
	［略］		
児童相談所長	１　児童福祉法の施行に関する事務	［略］	
		第33条第２項及び第18項	［略］
		第33条第20項	［略］
		［略］	
	［略］		
［略］			

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２条中表１の項の改正部分は同年５月23日から、同条中表２の項の改正部分は同年６月１日から施行する。